

令和元年（2019年）6月18日（火）  
豊中市役所第一庁舎6階教育委員室  
午後2時～3時

## 令和元年度（2019年度）第1回 豊中市総合教育会議

### 次 第

#### 1 開会

○市長あいさつ

#### 2 出席者の紹介

#### 3 案 件

- (1) 「魅力ある学校」づくり計画について
- (2) その他

#### 配付資料

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| ○ 豊中市総合教育会議の運営等について | 資料1 |
| ○ 豊中市総合教育会議名簿       | 資料2 |
| ○ 南校の整備場所に係る検討結果    | 資料3 |
| ○ 義務教育学校で変わることに     | 資料4 |

○豊中市総合教育会議の運営等について

平成 27 年 5 月 7 日

総合教育会議決定

改正 平成 31 年 4 月 1 日総合教育会議決定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 の規定に基づき、豊中市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営等に関し必要な事項を次のとおり定め、平成 27 年 5 月 7 日から実施する。

（招集）

第 1 条 市長は、必要と認めたとき又は豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から法第 1 条の 4 第 4 項の規定に基づく会議の招集の請求があったときに、会議を招集する。

（周知）

第 2 条 市長は、会議の日時、場所、会議に付すべき事件について、あらかじめ市のホームページへの掲載その他の方法により市民に対して周知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

（会議の公開）

第 3 条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

- （1） 個人の秘密を保つため必要があると市長が認めるとき。
- （2） 会議の公正が害されるおそれがあると市長が認めるとき。
- （3） 前 2 号に掲げる場合のほか、公益上必要があると市長が認めるとき。

2 非公開の会議は、市長が指定する者以外の者及び傍聴人を会議場の外に退去させて、これを行う。

（関係者又は学識経験を有する者の出席）

第 4 条 市長は、法第 1 条の 4 第 5 項の規定に基づき、関係者又は学識経験を有する者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（議事録の記載事項等）

第 5 条 会議の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- （1） 市長、教育長及び出席教育委員会委員の氏名
- （2） 会議に出席した関係者及び学識経験を有する者の氏名並びに関係職員の職及び氏名

(3) 議題及び議事（第3条第1項ただし書の規定により非公開とした会議の議事を除く。）

2 第3条第1項ただし書の規定による非公開の会議の議事録については、前項の議事録とは別に、同項の規定の例により作成するものとする。

3 議事録には、市長及び教育長が署名しなければならない。

(議事録の公表)

第6条 市長は、前条第3項の規定による署名の後、速やかに議事録（非公開の会議の議事録を除く。）を市のホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。

(傍聴の手続等)

第7条 会議を傍聴することができる者（以下「傍聴人」という。）の定員は、会議の都度市長が定める。

2 市長は、傍聴を希望する者の数が前項に規定する定員を超えるときは、傍聴人を抽選により決定するものとする。

3 前項に規定する抽選の方法等は、市長が別に定める。

4 傍聴人は、受付において備付の傍聴人名簿にその住所及び氏名を明記しなければならない。

5 報道機関の取材について市長が必要と認めるときは、傍聴席とは別に記者席を設けることができる。

(傍聴の制限)

第8条 次に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

(1) 人に危害を加えるおそれのある器物等を携帯している者

(2) 旗、のぼり、プラカード等を携帯している者

(3) 腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者

(4) 拡声器、無線機（携帯電話等を除く。）、録音機、ビデオカメラ写真機等を携帯している者（第10条ただし書の規定による市長の許可を得たものを除く。）

(5) 酒気を帯びていると認められる者。

(6) 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると市長が認める者

(傍聴人遵守事項)

第9条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否等を表明しないこと。

- (2) 静粛を守り、私語、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
- (3) 携帯電話機等の電源を切っておくこと。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 前項に規定するもののほか、傍聴人は、会議の傍聴に関しすべて職員の指示に従わなければならない。

(撮影等の制限)

第10条 傍聴人による写真、ビデオ等の撮影、録画、録音等は、これを認めない。ただし、あらかじめ市長の許可を得たものはこの限りでない。

(傍聴人の退場等)

第11条 市長は、傍聴人が第8条から前条までの規定に違反したときは、当該規定の定めに従うべきことを命じ、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたとき又は会議が非公開となったときは、直ちに退場しなければならない。

(事務局)

第12条 会議の事務局事務は、都市経営部経営計画課において処理する。

(細目)

第13条 前各条に定めるもののほか、会議の運営等について必要な事項は、市長が定める。

## 令和元年度(2019年度) 第1回 総合教育会議名簿

※敬称略

長内 繁樹	豊中市長
岩元 義継	豊中市教育長
船曳 弘栄	豊中市教育委員会委員 (教育長職務代理者)
奥田 至蔵	豊中市教育委員会委員
藤原 道子	豊中市教育委員会委員
橋本 和明	豊中市教育委員会委員
森 由香	豊中市教育委員会委員

(事務局)

榎本 弘志	都市経営部長
寺田 光一	都市経営部 経営計画課長
坂本 篤史	都市経営部 経営計画課
原園 さや香	都市経営部 経営計画課
福山 隆志	都市経営部 経営計画課
岩下 良輔	都市経営部 経営計画課
具志堅 興紀	都市経営部 経営計画課
定光 絵里	都市経営部 経営計画課

## 義務教育学校・（仮称）南校の整備場所に係る検討結果について

（仮称）南校の整備場所については、対象となる4校の中から選定することとし、校区全体の位置関係をはじめ、通学距離や敷地面積などを総合的に勘案した結果、「千成小学校」を最適な場所として選定しました。

なお、整備にあたっては、隣接する「市立せんなりこども園」の敷地も合わせて一体的に整備することとします。

### ●千成小学校

#### 〔学校規模〕

- ・校舎…地上5階建
- ・敷地面積（せんなりこども園を含む）…約18,730㎡

#### 〔通学距離（想定）〕

- ・最長（庄本町1・3丁目）…1.6km ※（仮称）庄内さくら学園1.4km

#### 〔選定理由〕

- ・校区全体のおおむね中心の位置となり、通学距離の最長が（仮称）庄内さくら学園とほぼ同じで、児童生徒の通学に係る負担を抑えられる。
- ・周囲の道路状況から、通学路の安全確保に取り組みやすい。

### 【千成小学校以外の検討結果】

#### ○庄内南小学校

- ・通学距離の最長〔想定〕…1.5km（三国1丁目、二葉町2丁目）
- ・選定に至らなかった主な理由…1,000人規模の学校の敷地面積としては狭い。敷地の半分以上が借地である。
- ・参考：現行の敷地面積13,556㎡

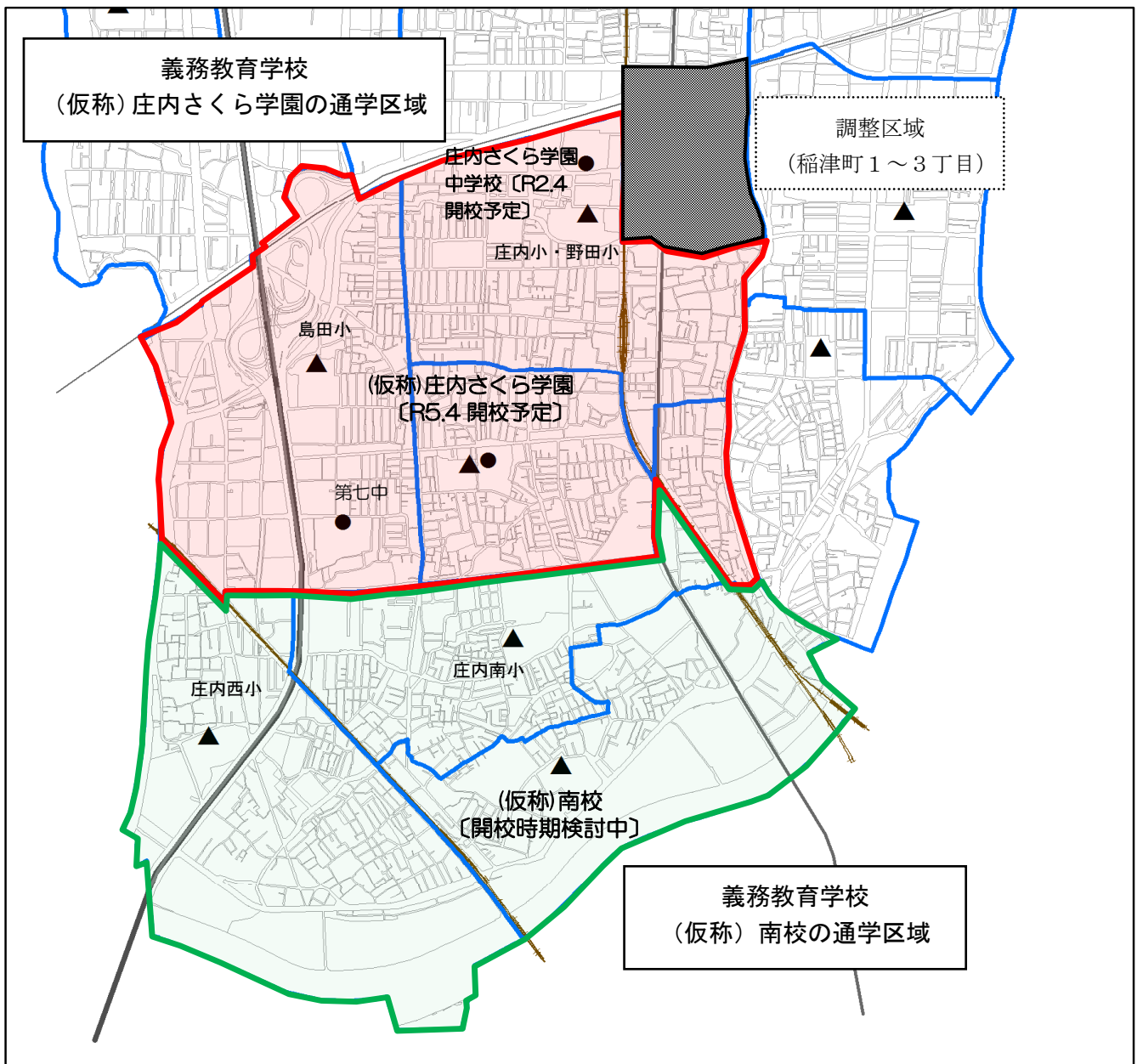
#### ○庄内西小学校

- ・通学距離の最長〔想定〕…2.4km（三国1丁目）
- ・選定に至らなかった主な理由…校区全体の西側に偏ってしまうため、通学距離の最長が（仮称）庄内さくら学園より1km長くなり、通学に係る負担がより大きくなる。
- ・参考：現行の敷地面積19,256㎡

○第七中学校

- ・通学距離の最長〔想定〕…2.0km（三国1丁目）
- ・選定に至らなかった主な理由…（仮称）庄内さくら学園校区内にある学校になる。
- ・参考：現行の敷地面積22,322㎡

■（仮称）庄内さくら学園と（仮称）南校の通学区域







## 庄内地域の小中学校が豊中初の「義務教育学校」に変わります

### ●義務教育学校で変わること

- 義務教育学校では一人の校長のもと、すべての教職員が一体となって、「めざす子ども像」などを共有し、義務教育9年間で一貫した教育課程を編成・実施します。また、9年間を見通して、発達段階に応じた柔軟な学年段階の区切りを設定したり、独自の小中一貫教科を設定したりすることなどが認められています。
- 庄内地域の教育環境の充実を図るため、「庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画」に基づき、6小3中を施設一体型の義務教育学校2校に再編します。

・庄内小、野田小、島田小学校、第六中、第十中学校 ➡ (仮称)庄内さくら学園  
 ・庄内南小、庄内西小、千成小学校、第七中学校 ➡ (仮称)南校

### ●柔軟な学年段階の区切り「4-3-2」

- 全国的な傾向として、子どもの身体の発達が2～3年ほど早くなっていたり、中学生になると不登校や問題行動の発生率が大きく増加したりしています。
- 義務教育9年間を通じて一貫性のある指導を行うとともに、学年段階を「4-3-2」に区切り、指導区分ごとに「つきたい力」や具体的な「目標」などを設定し、各段階に応じた教育活動の工夫や充実を図ることで、「確かな学力の向上」や「豊かな人間性の育成」などを図ります。

・1年～4年生 ➡ 第1ステージ…学級担任を中心としたきめ細かな指導  
 ・5年～7年生 ➡ 第2ステージ…教科担任制の導入、部活動への参加  
 ・8年～9年生 ➡ 第3ステージ…進路を見据えた学習指導の充実

### ●「魅力(特色)」の例示 ※現在検討中の内容です

- 異学年交流の拡充…1年～9年生の児童生徒が一緒に学校行事や集団活動に取り組むことで、多様な物の見方や考え方などに触れる機会を創出します
- 5年生からの「教科担任制」…中学校免許を持つ教員による5・6年生への教科指導を行うことで、より分かりやすく専門的に学ぶことができます
- (仮称)南部コラボセンターとの連携…同センターの臨床心理士等と学校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが連携し教育相談機能の充実を図るほか、図書館(公共・学校)などとの連携により、子どもたちの学びや育ちを支えます
- 9年間を見据えた教育活動の充実
  - ・英語教育の充実…AET(外国語英語指導助手)の常時配置や1年生からの英語教育などを通じて、英検3級程度の英語力をつけることをめざします
  - ・ICT教育の充実…教室と一体的に活用できるワークスペースやタブレット端末等のICTを活用し、「主体的・対話的で深い学び」を一層推進します。また、タブレット端末は児童生徒全員に配備します
  - ・特色ある教育活動…9年間で育みたい力(つながる・まなぶ・つくる力)をつけるため、地域(ゲストティーチャー)、生き方(キャリア教育)、表現(演劇)、非認知スキル(やり抜く力、折れない心)の育成などをテーマにした「特色ある教育活動」を行います